根室市教育委員会規則第７号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会規則第７号

根室市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

根室市体育施設条例施行規則（昭和５４年根室市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（使用形態）

第３条　施設の使用は、専用使用及び随時使用に区分する。

２　「専用使用」とは、施設の全部又は一部を団体又は個人に専ら使用させることをいう。

３　「随時使用」とは、施設を随時、団体又は個人に使用させることをいう。

第３条の次に次の２条を加える。

（専用使用者の申請）

第３条の２　施設を占有して使用しようとする者（以下「占有使用者」という。）及び根室市温水プールを使用しようとする者（以下「プール使用者」という。）のうち専用使用をしようとするものは、使用開始日の１０日前までに、使用許可申請書（様式１）を教育委員会に提出し、使用許可書（様式２）の交付を受けなければならない。

（使用券の交付）

第３条の３　占有使用者及びプール使用者のうち、次の各号に掲げる施設を随時使用しようとする者は、当該各号に掲げる様式による使用券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

（１）　根室市温水プール（プール使用）　様式３又は様式４

（２）　根室市温水プール（トレーニング機械使用）　様式５

（３）　根室市パークゴルフ場、根室総合運動公園パークゴルフ場、根室市厚床パークゴルフ場及び根室市歯舞パークゴルフ場　様式６又は様式７

（４）　根室総合運動公園テニスコート　様式８

第４条第１項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者　本人及び介護者１名の使用料の免除又は４０％減額

第４条第３項中「６５才以上の者は、使用料の額を５０％減額し、」を「３歳未満及び」に改め、同条第４項及び第５項中「６５才以上の者は、使用料の額を５０％減額し、」を削り、同条に次の１項を加える。

６　温水プール、トレーニング機械及びパークゴルフ場を使用する者のうち、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者は、いずれかの手帳を受付員に提示することで、本人及び介

護者１名の使用料を無料とする。
第６条中「施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）」を「占有使用者及びプール使用者」に改める。
第７条、第８条及び第９条中「使用者」を「占有使用者及びプール使用者」に改める。
様式４から様式７までを次のように改める。

様式４

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

根室市温水プール（控）

幼児・小中学生・高校生・一般

12枚つづり回数券　領収印　金　　円

根室市温水プール

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

幼児・小中学生・高校生・一般

12枚つづり回数券　金　　円

ご　注　意

1　この券は、利用毎に１枚必要です。
2　この券の払い戻し、又は通貨の交換はいたしません。
3　この券の汚染・紛失等によって生じる補償はいたしません。

根室市教育委員会

根室市温水プール使用券（回数券）

No.＿＿＿＿＿＿＿＿

幼児・小中学生・高校生・一般

根室市教育委員会教育長　印

様式５

NO＿＿＿＿＿＿ トレーニング機械使用券控 中学生・高校生用 一　　般　　用 発行年月日　　年　　月　　日 使用料　　円 取扱者印 根室市教育委員会	NO＿＿＿＿＿＿ トレーニング機械使用券 中学生・高校生用 一　　般　　用 発行年月日　　年　　月　　日 使用料　　円 年　　月　　日　当日限り有効 根室市教育委員会教育長印

様式６

NO＿＿＿＿＿＿ パークゴルフ場使用券（１日券）控 使　用　料 用具使用料 発行年月日　　年　　月　　日 使　用　料　　円 取扱者　印 根室市教育委員会	NO＿＿＿＿＿＿ パークゴルフ場使用券（１日券） 使　用　料 用具使用料 発行年月日　　年　　月　　日 使　用　料　　円 年　　月　　日　当日限り有効 根室市教育委員会教育長　印

様式７

NO　　 パークゴルフ場使用券（シーズン券）控 使用料　　円 氏　名 住　所 発行年月日　　年　　月　　日 取扱者印 根室市教育委員会	NO　　 パークゴルフ場使用券（シーズン券） 写真 使用料　　円 氏　名 住　所 生年月日　　年　　月　　日 有効期間　年　　月　　日まで有効 年　　月　　日 根室市教育委員会教育長　印

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市体育施設条例施行規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。